

## 第6章 調査方法

### 6.1 大気質

#### (1) 調査

##### ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う大気質の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 調査内容

調査内容	
大気質の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般環境大気質の状況 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類及び降下ばいじんの量)</li><li>・沿道環境大気質の状況 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素)</li></ul>
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温・湿度</li></ul>
道路交通の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路の構造、交通量等</li></ul>
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況</li><li>・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況</li></ul>

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.1-3 及び図 6.1-1 に示すとおりとする。

表 6.1-2(1) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。	1.調査時期及び回数 年間の大気の状態を代表する時期として4季  2.調査期間 7日間連続	下記測定局の既存測定結果を過去5年間分について収集、整理する。 [一般局] ・熊谷 ・深谷 [自排局] ・熊谷肥塚自排 ・深谷原郷自排
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25、35号)に定める方法			
	浮遊粒子状物質	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める方法	2.調査地点 (1)一般環境大気質 対象事業実施区域内1地点及びその周囲の住宅地付近4地点とする。  (2)沿道環境大気質 資材運搬等の車両及びごみ収集車両等の主要な走行経路上の1地点とする。		
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年、環境省告示第33号)に定める方法			
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」(昭和52年、環大企第61号)に定める方法			

表 6.1-2(2) 調査方法

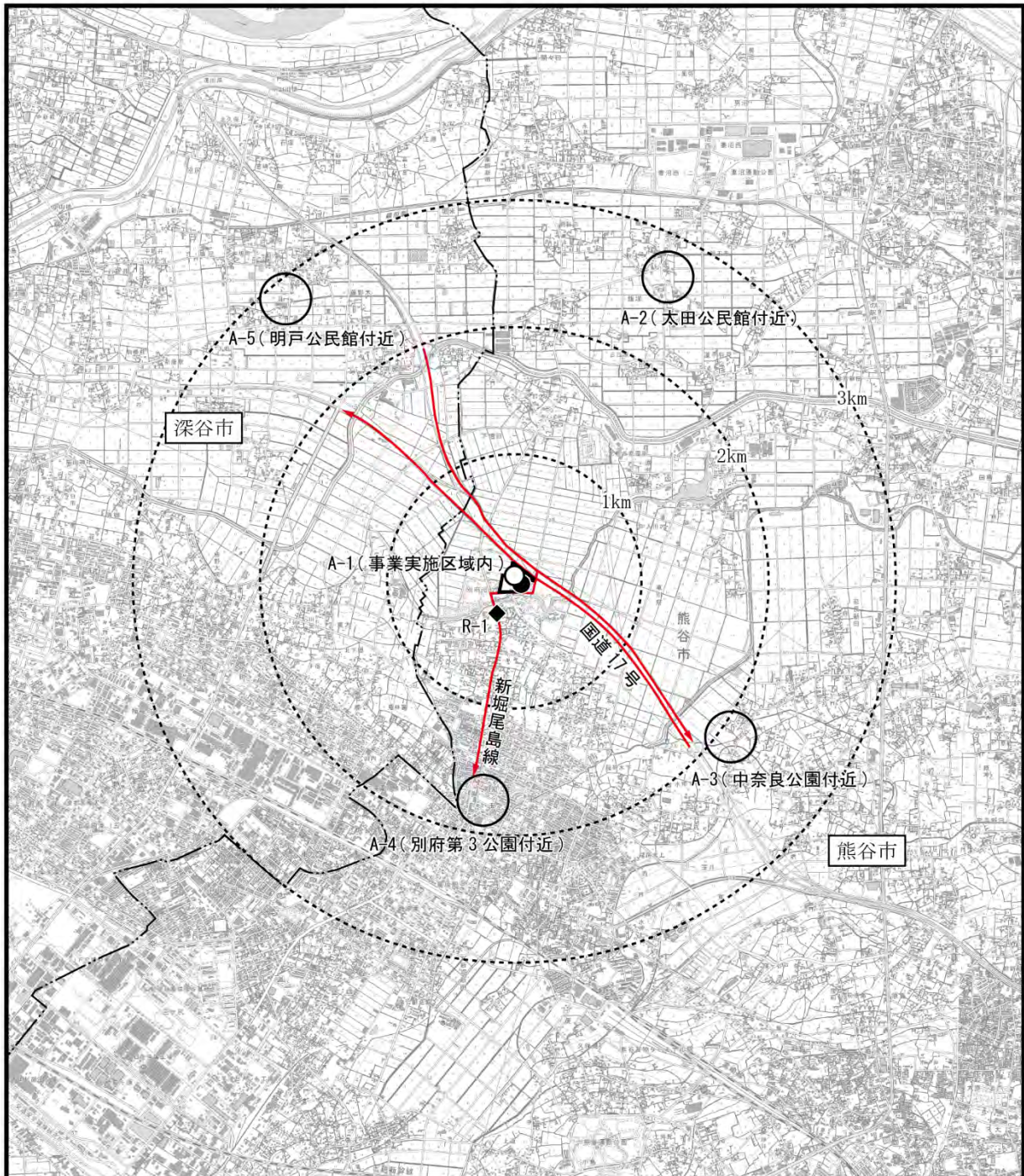
調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和63年、環境庁)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 (1)一般環境大気質対象事業実施区域内1地点及びその周囲の住宅地付近4地点とする。  注) 降下ばいじんは、対象事業実施区域内1地点のみの測定とする。	1. 調査時期及び回数 年間の大気の状態を代表する時期として4季 2.調査期間 7日間連続	下記測定局の既存測定結果を過去5年間分について収集、整理する。 [一般局] ・熊谷 ・深谷 [自排局] ・熊谷肥塚自排 ・深谷原郷自排
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年、環境庁告示第68号)に定める方法			
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年、環境省)に定める方法			
	降下ばいじん	ダストジャー法衛生試験法(日本薬学会)に定める方法			
気象の状況	地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第4版」に定める方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・熊谷地方気象観測所
	上層気象 ・風向・風速 ・気温	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法			

表 6.1-2(3) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法  走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 事業の実施により沿道環境大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。  2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な)1日各1回  2.調査期間 6時～翌6時(24時間)	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況		現地踏査による方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.1-3 調査地点

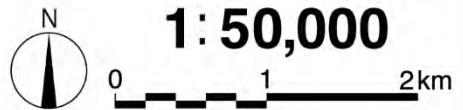
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
一般環境 大気質	A-1	対象事業実施区域内	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀 降下ばいじん(A-1のみ)	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	A-2	対象事業実施区域の北東側住宅地(熊谷市：太田公民館付近)		対象事業実施区域の北東側の住宅地となる地点として選定する。
	A-3	対象事業実施区域の南東側住宅地(熊谷市：中奈良公園付近)		対象事業実施区域の南東側の住宅地となる地点として選定する。
	A-4	対象事業実施区域の南側住宅地(熊谷市：別府第3公園付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	A-5	対象事業実施区域の北西側住宅地(深谷市：明戸公民館付近)		対象事業実施区域の北西側の住宅地となる地点として選定する。
沿道環境 大気質	R-1	新堀尾島線沿道	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 炭化水素 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。 なお、国道17号深谷バイパス沿道には保全対象がほとんど存在しないこと、一般車両交通量(38,470台/日)に占める廃棄物運搬車両等の割合は2%未満と少ないことから調査地点は設定しない。
地上気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温・湿度 日射量、 放射収支量	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
上層気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温	対象事業実施区域及びその周囲の代表的な上層気象を把握する地点として選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 一般環境大気質調査地点
- : 地上気象、上層気象調査地点
- ◆ : 沿道環境大気質調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両、  
ごみ収集車両等の主要な走行ルート

図 6.1-1 大気質、気象の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.1-4 に示すとおりである。

表 6.1-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	二酸化窒素、粉じん
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素
存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素 ダイオキシン類、水銀
	自動車等の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.1-5 に示すとおりである。

表 6.1-5(1) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	二酸化窒素 粉じん	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
		工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数等を設定し、大気拡散式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。 工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測する。または、「道路環境影響評価の技術手法」等を用いて定量的に予測する。		

注)微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。

表 6.1-5(2) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等	
存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	エネルギー回収型廃棄物処理施設の煙突排ガス諸元をもとに大気拡散式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	自動車等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	供用後に想定されるごみ収集車両の台数を設定し、大気拡散式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期及び現有施設の解体工事と重なり環境負荷が最も大きくなる時期

注)微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。



(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.1-6 に示すとおりである。

表 6.1-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に基づく環境基準</li><li>・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に基づく環境基準</li><li>・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準</li><li>・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月、環大規第136号)における塩化水素の指針値</li><li>・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)(平成15年7月、中環審第143号)」におけるガス状水銀の指針値</li><li>・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年8月、中央公害対策審議会)」における非メタン炭化水素の指針値</li></ul>

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.1-7 に示すとおりである。

表 6.1-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。</li> <li>・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。</li> <li>・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。</li> <li>・敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、適宜、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。</li> </ul>
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。</li> <li>・資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li> <li>・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。</li> <li>・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。</li> </ul>
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>・排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。</li> </ul>
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li> <li>・ごみ収集車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。</li> <li>・ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。</li> <li>・ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。</li> </ul>

## 6.2 騒音・低周波音

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う騒音・低周波音の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 調査内容

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	・環境騒音、道路交通騒音 ・低周波音(G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.2-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.2-3 及び図 6.2-1 に示すとおりとする。

表 6.2-2(1) 調査方法

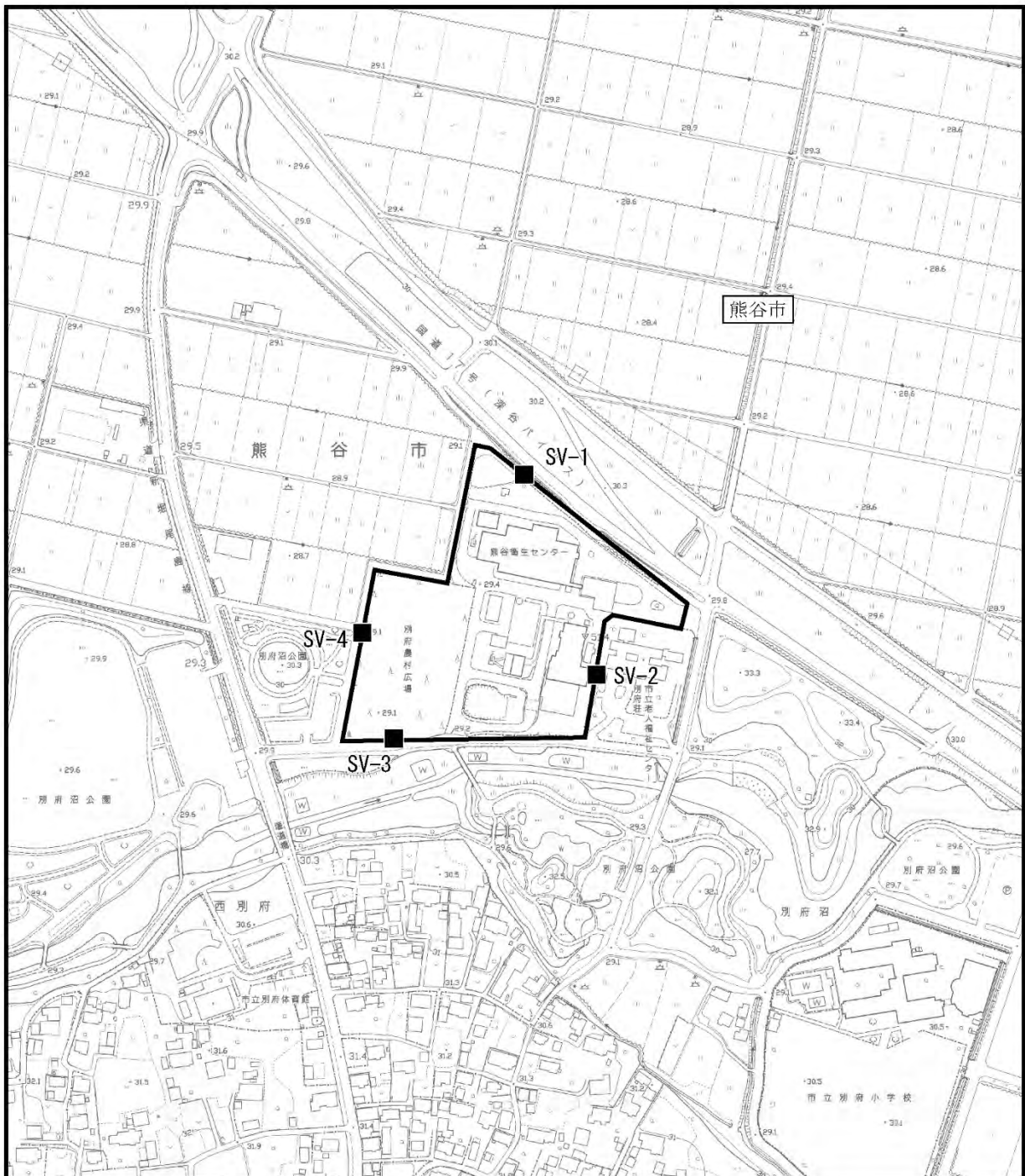
調査項目	現地調査			既存資料 調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
騒音及び低周波音の状況	環境騒音	「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に定める測定方法	1.調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 6時～22時	
	低周波音 (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により低周波音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 環境騒音の敷地境界と同じ4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	

表 6.2-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法  走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 道路交通騒音と同じ地域とする。  2.調査地点 道路交通騒音と同じ1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回  2.調査期間 6時～22時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。	
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.2-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境騒音・ 低周波音	SV-1	対象事業実施区域の 北側敷地境界	環境騒音 低周波音	対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、北側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の 東側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の 南側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、南側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の 西側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、西側敷地境界を選定する。
道路交通騒音	R-1	県道新堀尾島線沿道	道路交通騒音 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。



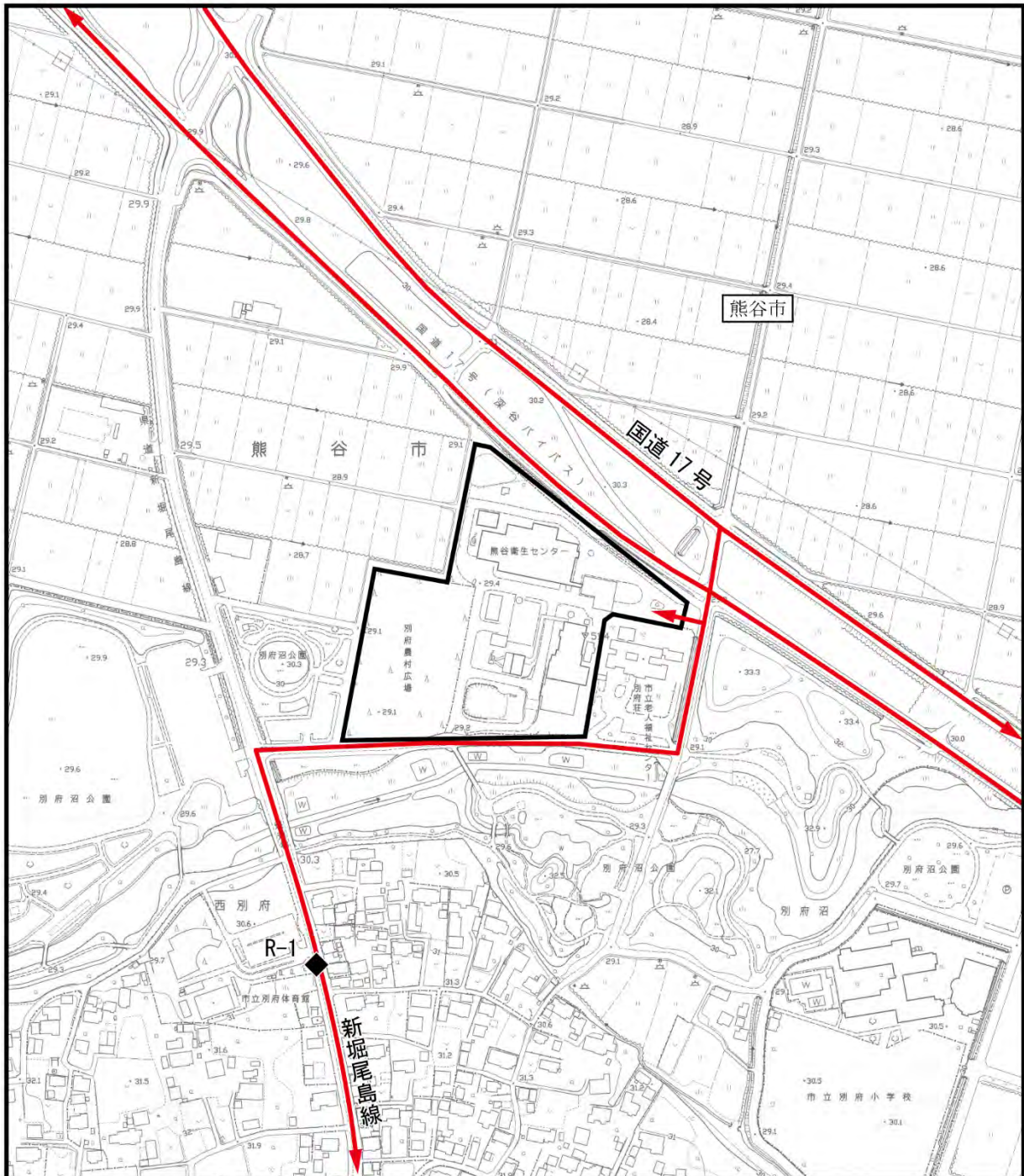
凡 例 図 6.2-1(1) 環境騒音・振動、低周波音の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 一般環境調査地点（騒音・振動・低周波音）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。





凡例 図 6.2-1(2) 道路交通騒音・振動、交通量の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 道路交通騒音・振動、交通量調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行ルート



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.2-4 に示すとおりである。

表 6.2-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	建設作業騒音レベル
	資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音レベル
存在・供用	施設の稼働	施設騒音レベル、低周波音圧レベル
	自動車等の走行	道路交通騒音レベル

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.2-5 に示すとおりである。

表 6.2-5(1) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設作業 騒音レベル	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。  2.予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル(ASJ RTN Model2018)を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。  2.予測地点 現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期

表 6.2-5(2) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設 騒音レベル	エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設計画から想定される騒音の発生源の位置・音源条件を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	低周波音 音圧レベル	現地調査結果により、既存施設の低周波音の発生状況を把握し、施設計画から想定される低周波音の発生源条件と既存施設の発生源条件を比較し、定性的に予測する。	敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	
	自動車等の走行 道路交通騒音レベル	供用後に想定されるごみ収集車両の台数と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル(ASJ RTN Model2018)を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期及び現有施設の解体工事と重なり環境負荷が最も大きくなる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.2-6 に示すとおりである。

表 6.2-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)に基づく特定建設作業に係る規制基準</li> <li>・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)に基づく環境基準</li> <li>・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準</li> <li>・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に示された科学的知見</li> </ul>

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.2-7 に示すとおりである。

表 6.2-7 環境の保全に関する配慮方針

工 事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。</li> <li>・ 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。</li> <li>・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。</li> <li>・ 敷地境界又は工事区域の境界上に、工事中用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。</li> </ul>
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li> <li>・ 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>・ 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。</li> </ul>
存 在 ・ 供 用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。</li> <li>・ 設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。</li> <li>・ 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。</li> <li>・ 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> <li>・ 敷地境界における騒音の自主規制値として、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第2種区域の規制基準値を適用する。</li> </ul>
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li> <li>・ ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。</li> <li>・ ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。</li> </ul>

## 6.3 振動

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う振動の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-1 調査内容

調査内容	
振動の状況	・環境振動、道路交通振動
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.3-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は騒音と同様とし、表 6.3-3 及び前掲図 6.2-1 (6-15～6-16 ページ) に示すとおりとする。

表 6.3-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
振動の状況	環境振動	「振動レベル測定法」(JIS Z8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。  2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点とし、環境騒音と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回  2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	道路交通振動		1.調査地域 事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。  2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の1地点とし、道路交通騒音と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回)  2.調査期間 7時～19時	
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)	道路交通振動の調査地点と同様とする。	1.調査時期及び回数 道路交通振動の調査に同じ  2.調査期間 任意の時間	—

表 6.3-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法  走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 道路交通振動と同じ地域とする。  2.調査地点 道路交通振動と同じ1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回  2.調査期間 7時～19時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	既存の発生源の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				



表 6.3-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境振動	SV-1	対象事業実施区域の北側敷地境界	環境振動	対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、北側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の東側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の南側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、南側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の西側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、西側敷地境界を選定する。
道路交通振動	R-1	新堀尾島線沿道	道路交通振動 地盤卓越振動数 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.3-4 に示すとおりである。

表 6.3-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	建設作業振動レベル
	資材運搬等の車両の走行	道路交通振動レベル
存在・供用	施設の稼働	施設振動レベル
	自動車等の走行	道路交通振動レベル

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.3-5 に示すとおりである。

表 6.3-5(1) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設作業 振動レベル	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。  2.予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行 振動レベル	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」の道路交通振動予測式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。  2.予測地点 現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期

表 6.3-5(2) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設 振動レベル	エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設計画から想定される振動の発生源の位置・条件を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	自動車等の走行	供用後に想定されるごみ収集車両の台数と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、「道路環境影響評価の技術手法」の道路交通振動予測式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期及び現有施設の解体工事と重なり環境負荷が最も大きくなる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.3-6 に示すとおりである。

表 6.3-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.3-7 に示すとおりである。

表 6.3-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。</li> <li>・ 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。</li> <li>・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。</li> </ul>
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li> <li>・ 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>・ 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。</li> </ul>
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。</li> <li>・ 特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。</li> <li>・ 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> <li>・ 敷地境界における振動の自主規制値として、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第1種区域の規制基準値を適用する。</li> </ul>
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li> <li>・ ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。</li> </ul>

## 6.4 悪臭

### (1) 調査

#### ア 調査内容

供用後の施設の稼働に伴う悪臭の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.4-1 に示すとおりである。また、現地調査地点は表 6.4-3 及び図 6.4-1 に示すとおりとする。

表 6.4-1 調査内容

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数(臭気濃度)及び特定悪臭物質(22項目)の濃度等の状況
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.4-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.4-3 及び図 6.4-1 に示すとおりとする。

表 6.4-2(1) 調査方法

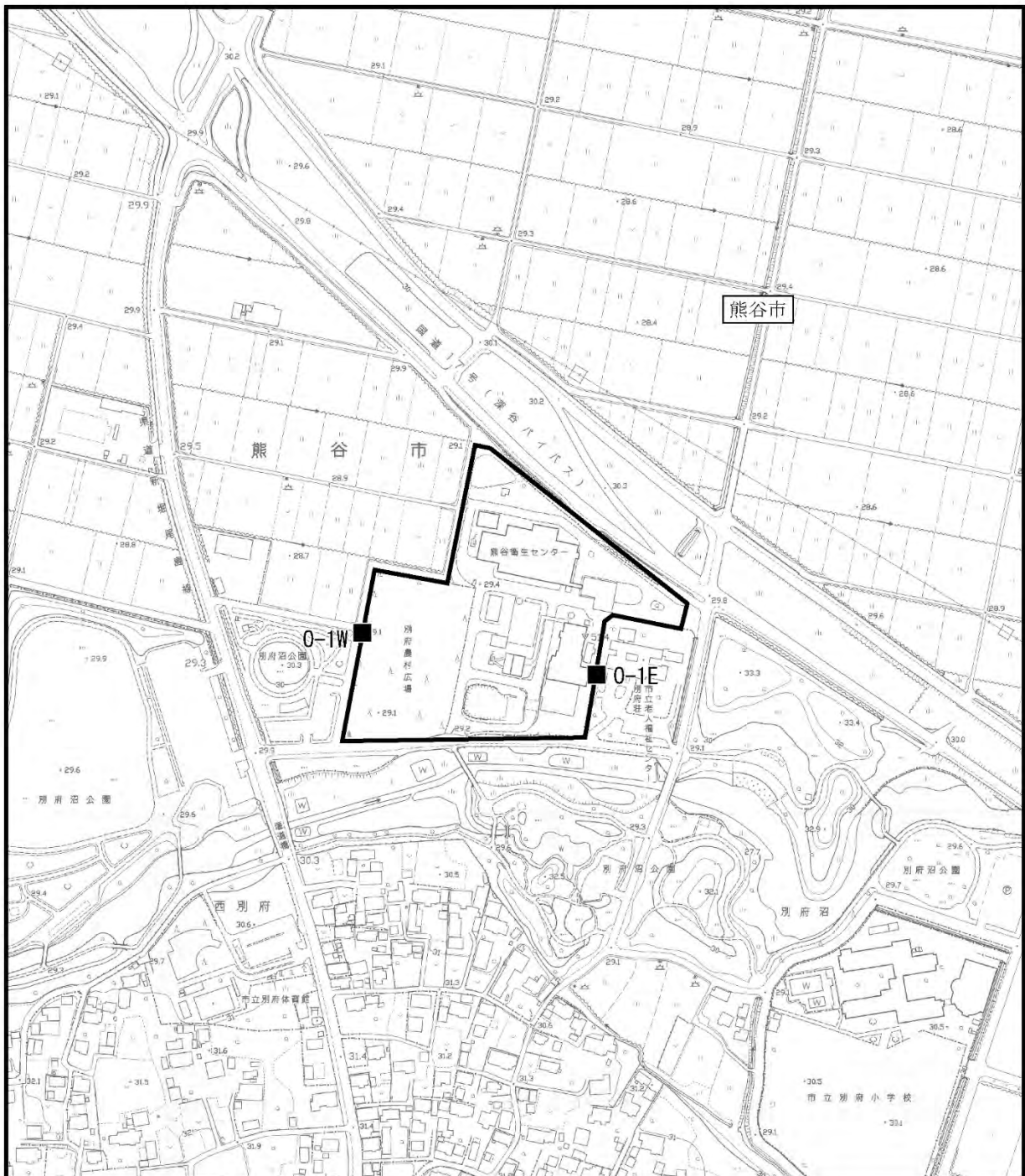
調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭の状況 ・ 特定悪臭物質 22物質 ・ 臭気指数	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年、環境庁告示第9号)「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年、環境庁告示第63号)及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表14備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」(平成14年埼玉県告示第604号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により悪臭への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界2地点(風上・風下)及びその周囲の住宅地付近4地点とする。(環境大気の調査地点に同じ)	1.調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回	—

表 6.4-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の 状況	・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	前掲「6.1 大気質」における地上気象の調査結果を利用する方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・熊谷地方気象観測所
	2.調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。				
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況		現地踏査による方法	1.調査地域 悪臭の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.4-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の 状況	O-1E	対象事業実施区域の東側敷地境界 (調査当日の風向に応じて調査地点を移動する)	特定悪臭物質 (22物質) 臭気指数	対象事業実施区域の現況の状況を代表する地点として、敷地境界上の地点を選定する。
	O-1W	対象事業実施区域の西側敷地境界 (調査当日の風向に応じて調査地点を移動する)		対象事業実施区域の現況の状況を代表する地点として、敷地境界上の地点を選定する。
	O-2	対象事業実施区域の北東側住宅地 (熊谷市：太田公民館付近)	臭気指数	対象事業実施区域の北東側の住宅地となる地点として選定する。
	O-3	対象事業実施区域の南東側住宅地 (熊谷市：中奈良公園付近)		対象事業実施区域の南東側の住宅地となる地点として選定する。
	O-4	対象事業実施区域の南側住宅地 (熊谷市：別府第3公園付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	O-5	対象事業実施区域の北西側住宅地 (深谷市：明戸公民館付近)		対象事業実施区域の北西側の住宅地となる地点として選定する。



凡 例

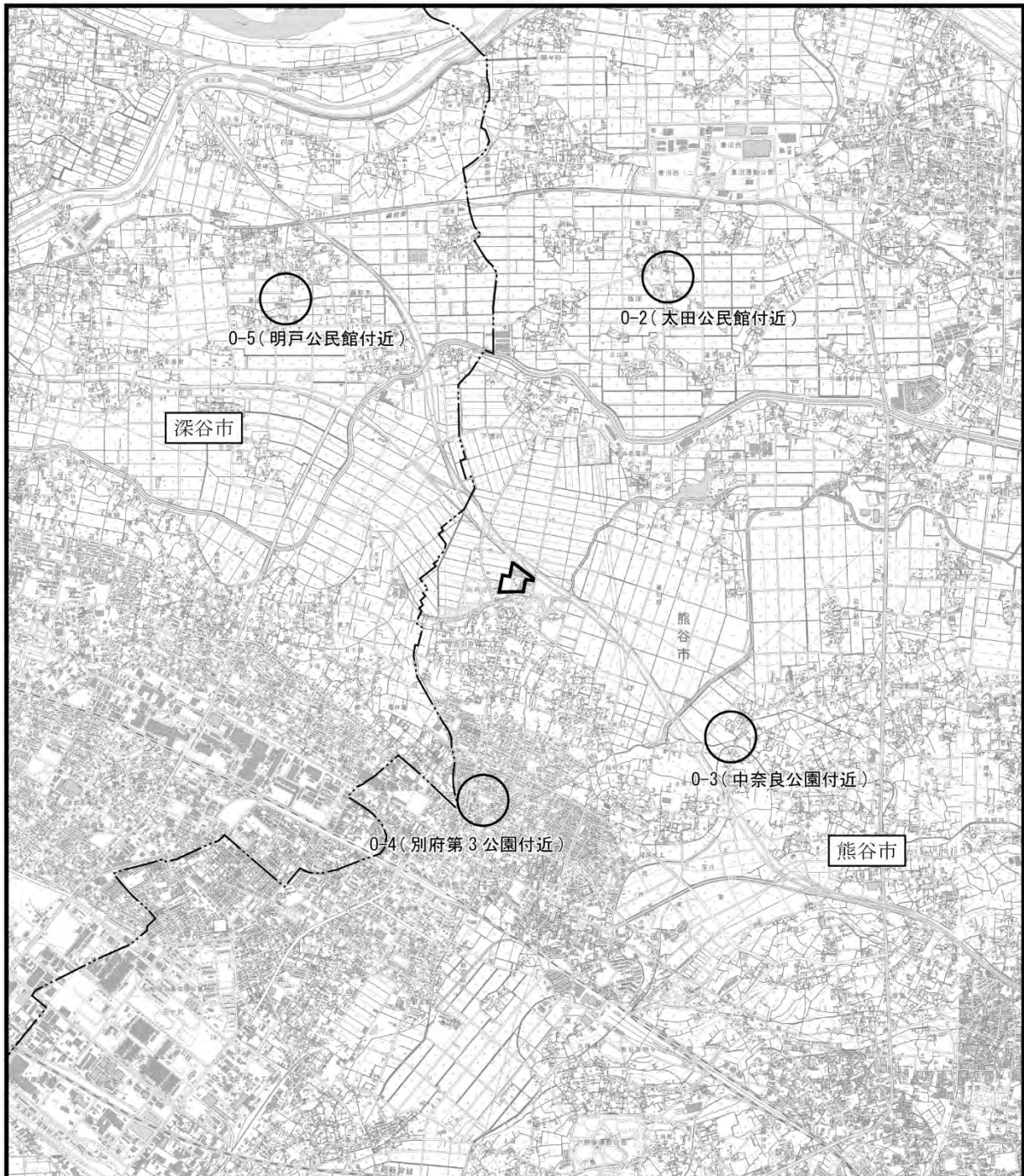
- : 対象事業実施区域
- : 悪臭調査地点（風上側、風下側）

図 6.4-1(1) 悪臭の現地調査地点図(敷地境界)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。





凡 例

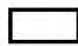
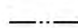

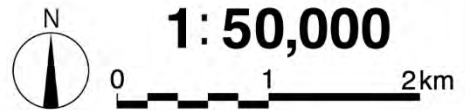
-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界
-  : 悪臭調査地点

図 6.4-1(2) 悪臭の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.4-4 に示すとおりである。

表 6.4-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質、臭気指数

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.4-5 に示すとおりである。

表 6.4-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質 (施設から漏洩する臭気)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の煙突から排出される排ガスの臭気については、大気拡散する。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	施設の稼働	臭気指数 (煙突排ガスによる臭気及び施設から漏洩する臭気)	式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いた定量的な予測、または類似事例の解析を基に定性的な予測を行う。 施設から漏洩する臭気については、類似事例の解析を基に定性的な予測を行う。	

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.4-6 に示すとおりである。

表 6.4-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」(昭和46年6月、法律第91号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく敷地境界における規制基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.4-7 に示すとおりである。

表 6.4-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"><li>・エネルギー回収型廃棄物処理施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。</li><li>・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じプラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。</li><li>・悪臭に係る自主規制値は、「悪臭防止法」において規定されるA区域の規制基準値を適用する。</li></ul>
-------	-------	---

## 6.5 水質

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の造成等の工事に伴う水質の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.5-1 に示すとおりである。

表 6.5-1 調査内容

調査内容	
公共用水域の水質	・浮遊物質量、水素イオン濃度
水象の状況	・河川の流量、流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等
その他の予測・評価に必要な事項	・土砂の性状（沈降特性） ・降水量 ・既存の発生源の状況 ・水利用及び水域利用の状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.5-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.5-3 及び図 6.5-1 に示すとおりとする。

表 6.5-2(1) 調査方法

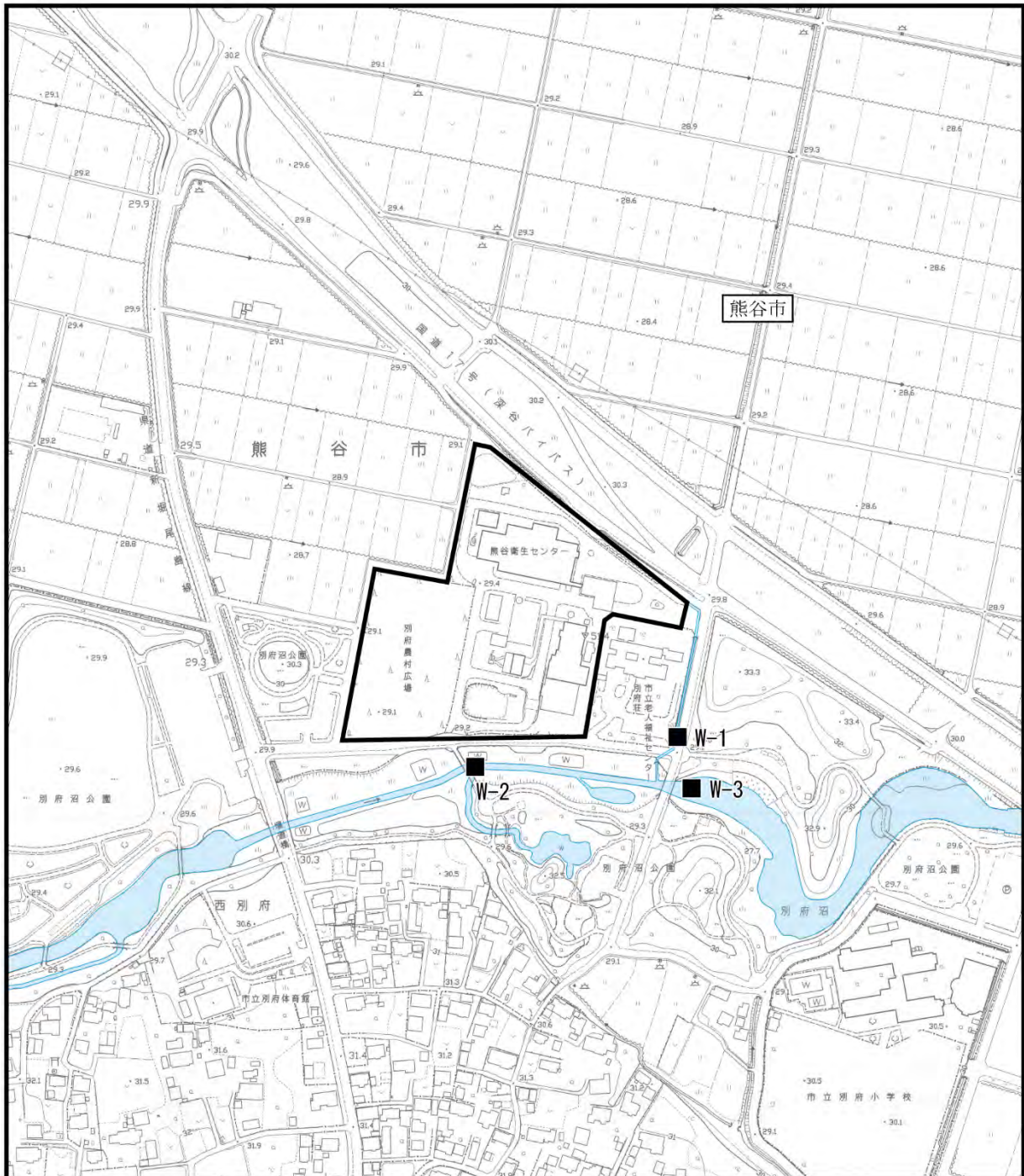
調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水質の状況 ・浮遊物質量 ・水素イオン濃度	水質汚濁に係る環境基準に定める測定方法による	1.調査地域 事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。  2.調査地点 対象事業実施区域からの排水口1地点、排水の流入が考えられる河川の上下流各1地点とする。	年間の水質及び流量等の変化を考慮して、平水時2回（豊水期・渇水期各1回）、降雨時2回（梅雨期・秋雨期各1回）とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・公共用水域水質測定結果

表 6.5-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水象の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川等の流量等</li> <li>河川等の形状、底質の堆積状況等</li> </ul>	流速は流速計による方法、流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法による。河川等の形状、底質の堆積状況は現地踏査による方法	1.調査地域 水質の状況と同じとする。  2.調査地点 水質の状況と同じとする。	1.調査時期及び回数 流量等は水質と同じ時期及び回数、河川等の形状、底質の堆積状況は水位が低い任意の時期に1回	—
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の性状（沈降特性）</li> <li>降水量</li> <li>既存の発生源の状況</li> <li>水利用及び水域利用の状況</li> </ul>	現地踏査による方法（降水量は文献調査のみ）	1.調査地域 水質及び水象の状況と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定データを集、整理する。 ・熊谷地方気象観測所

表 6.5-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
水質・水象の 状況	W-1	排水路の別府沼合流前	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物化学的酸素要求量</li> <li>浮遊物質</li> <li>全窒素及び全りん</li> </ul>	対象事業実施区域からの排水が流れ込む排水路で、別府沼に合流する前の地点を選定する。
	W-2	別府沼の排水路合流点上流側	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素イオン濃度</li> <li>溶存酸素量</li> <li>その他の生活環境項目及び健康項目</li> </ul>	排水路が合流する別府沼で、排水路が合流する地点の上流側に位置する地点を選定する。
	W-3	別府沼の排水路合流点下流側	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川等の流量等</li> <li>河川等の形状、底質の堆積状況等</li> </ul>	排水路が合流する別府沼で、排水路が合流する地点の下流側に位置する地点を選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 水質調査地点
- : 排水路及び別府沼

図 6.5-1 水質の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.5-4 に示すとおりである。

表 6.5-4 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	浮遊物質量、水素イオン濃度

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.5-5 に示すとおりである。

表 6.5-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	浮遊物質量	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 仮設沈砂池等からの排水が別府沼と合流した下流側とする。	造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期
		水素イオン濃度		
		工事計画及び現地調査結果により、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式による定量的な予測を行う。		
		工事計画等に基づき、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的な予測を行う。		



(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.5-6 に示すとおりである。

表 6.5-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.5-7 に示すとおりである。

表 6.5-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に雨水流出抑制施設または仮設沈砂設備（以下、「沈砂池等」という。）を設置することにより、濁水の発生を抑制する。</li><li>・沈砂池等に堆積する土砂の定期的な除去、処理水のSSの適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。</li><li>・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。</li></ul>
----	--------	--

## 6.6 土壌

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の造成等及び供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.6-1 に示すとおりである。

先行して実施した土壌汚染対策に基づく地歴調査によれば、本施設のうち工場棟を整備する予定の別府農村広場は、「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に位置付けられる。一方、本施設の整備に伴い解体撤去される第一工場用地及び第二工場用地は「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に位置付けられるが、第一工場及び第二工場ともに稼働中であり、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査は各工場の稼働停止後でなければ実施できない。

以上を踏まえ、本環境影響評価上の土壌に関する取扱は以下のとおりとする。

- ① 工場棟を整備する別府農村広場においては、地歴調査の結果を踏まえ、土壌汚染が存在するおそれはないことから、調査、予測及び評価は行わない。
- ② 第一工場及び第二工場については、本事業着手後、当該施設の解体撤去後に土壌汚染対策法に基づく調査を行い、その概要を事後調査書において報告する。
- ③ 施設稼働後の煙突より放出されるばい煙に含まれるダイオキシン類について、調査、予測・評価する。

表 6.6-1 調査内容

調査内容	
土壌の状況	・現況における土壌に係る有害物質(ダイオキシン類)の濃度等の状況
その他の予測・評価に必要な事項	・水象の状況(地下水の水位、流向、水質の状況) ・気象の状況(降水量) ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

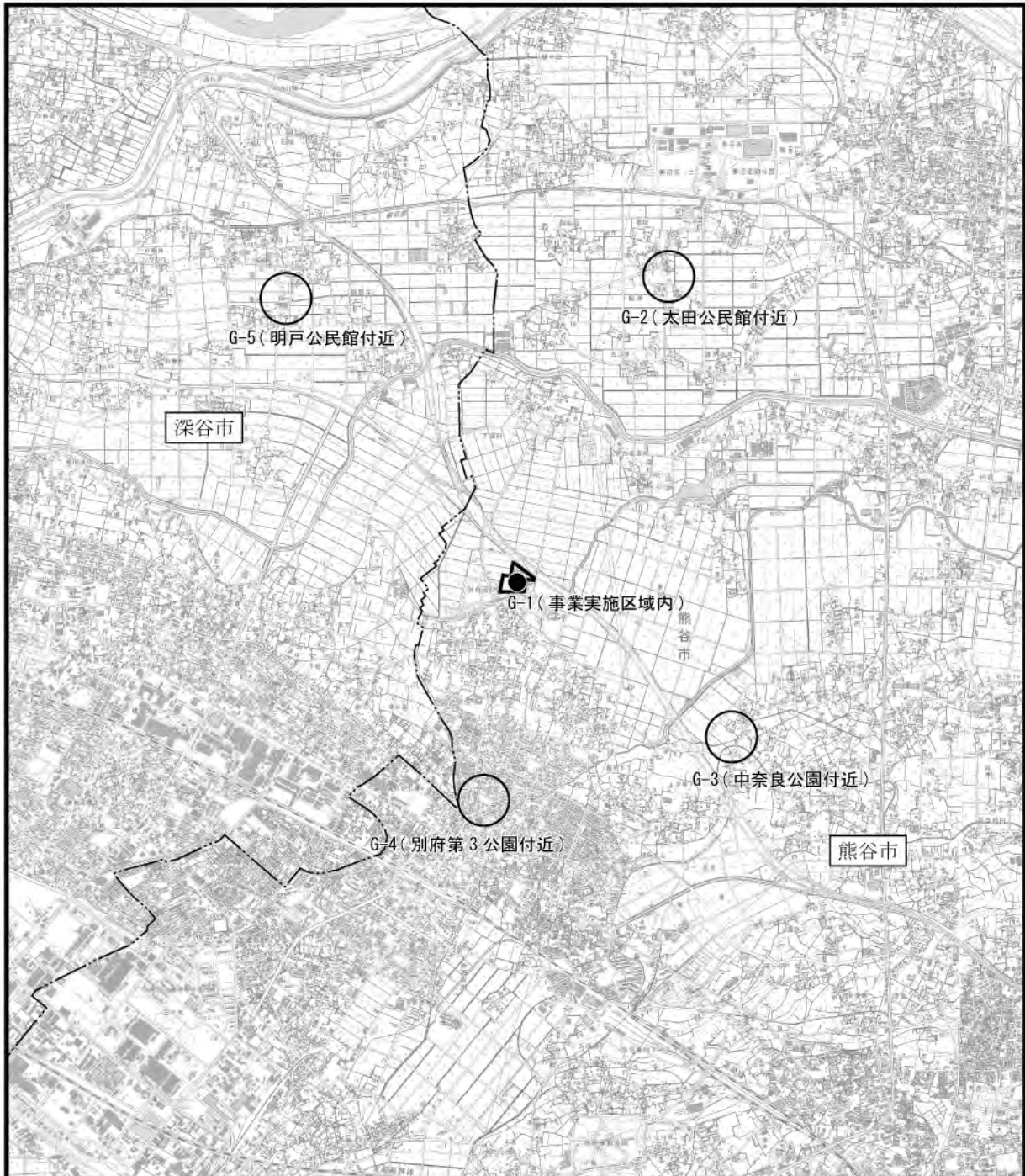
調査は、表 6.6-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.6-3 及び図 6.6-1 に示すとおりとする。

表 6.6-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土壌の状況	・ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年、環境庁告示第68号)に定められた方法による。	1.調査地域 事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 対象事業実施区域及びその周囲の4地点(一般環境大気質調査地点付近)において、ダイオキシン類の調査を行う。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県の実測結果等
その他の事項	・水象の状況 ・気象の状況 ・土地利用の履歴 ・土地利用状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 2.調査地点 調査地域全域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 ・最寄りの地域気象観測所(熊谷地方気象台) ・地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

表 6.6-3 調査地点

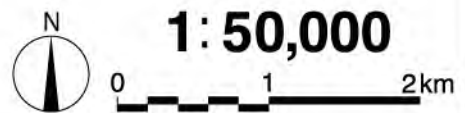
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土壌の状況	G-1	対象事業実施区域内	ダイオキシン類	対象事業実施区域内の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	G-2	対象事業実施区域の北東側住宅地(熊谷市:太田公民館付近)		対象事業実施区域の北東側の住宅地となる地点として選定する。
	G-3	対象事業実施区域の南東側住宅地(熊谷市:中奈良公園付近)		対象事業実施区域の南東側の住宅地となる地点として選定する。
	G-4	対象事業実施区域の南側住宅地(熊谷市:別府第3公園付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	G-5	対象事業実施区域の北西側住宅地(深谷市:明戸公民館付近)		対象事業実施区域の北西側の住宅地となる地点として選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 土壌調査地点

図 6.6-1 土壌の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.6-4 に示すとおりである。

表 6.6-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.6-5 に示すとおりである。

表 6.6-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類 現地調査結果により、土壌の状況を把握する。 また、事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、前掲「6.1大気質」のばい煙の排出における拡散計算結果、類似事例の解析、または既存知見を基に定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 対象事業実施区域内を除く現地調査地点（4地点）とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.6-6 に示すとおりである。

表 6.6-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.6-7 に示すとおりである。

表 6.6-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。</li><li>・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。</li></ul>
-------	-------	--

## 6.7 動物

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う動物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.7-1 に示すとおりとする。

表 6.7-1 調査内容

調査内容	
動物相の状況	・生息種及び動物相の特徴
保全すべき種の状況	・埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の生息域及び個体数又は生息密度 ・生息環境
その他の予測・評価に必要な事項	・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わりの状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点・調査期間・頻度

調査は、表 6.7-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域及び地点は図 6.7-1 に示すとおりとする。

表 6.7-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物相の状況・保全すべき種の状況	・哺乳類 直接観察 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	1.調査地域 事業の実施により動物への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲を基本とする。  2.調査地点 調査地域全域とする。 トラップ及びセンサーカメラは2調査地点を設定する。	春季、夏季、秋季、冬季の4季	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、熊谷市他近隣における動植物調査資料

表 6.7-2 (2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物相の状況・保全すべき種の状況	・鳥類	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	1.調査地域 哺乳類に同じとする。  2.調査地点 調査地域全域とする。 センサスルートは2踏査ルート設定する。定点は対象事業実施区域周辺に1定点設定する。	春季、初夏季（繁殖期）、秋季、冬季の4季	・対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息種及び生息環境等についての聞き取り調査
	・爬虫類	直接観察法	1.調査地域 哺乳類に同じとする。	春季、初夏季、秋季の3季	
	・両生類		2.調査地点 調査地域全域とする。	早春季、初夏季、秋季の3季	
	・昆虫類	任意採取法 ライトトラップ法 ベイトトラップ法	1.調査地域 哺乳類に同じとする。  2.調査地点 調査地域全域とする。 ライトトラップ及びベイトトラップは2調査地点設定する。	春季、夏季、秋季の3季	
	・水生生物（魚類・底生動物）	捕獲調査	1.調査地域 対象事業実施区域南側の別府沼周辺とする。  2.調査地点 別府沼周辺の3地点とする。	春季、夏季、秋季、冬季の4季	
その他の事項	・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わりの状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	



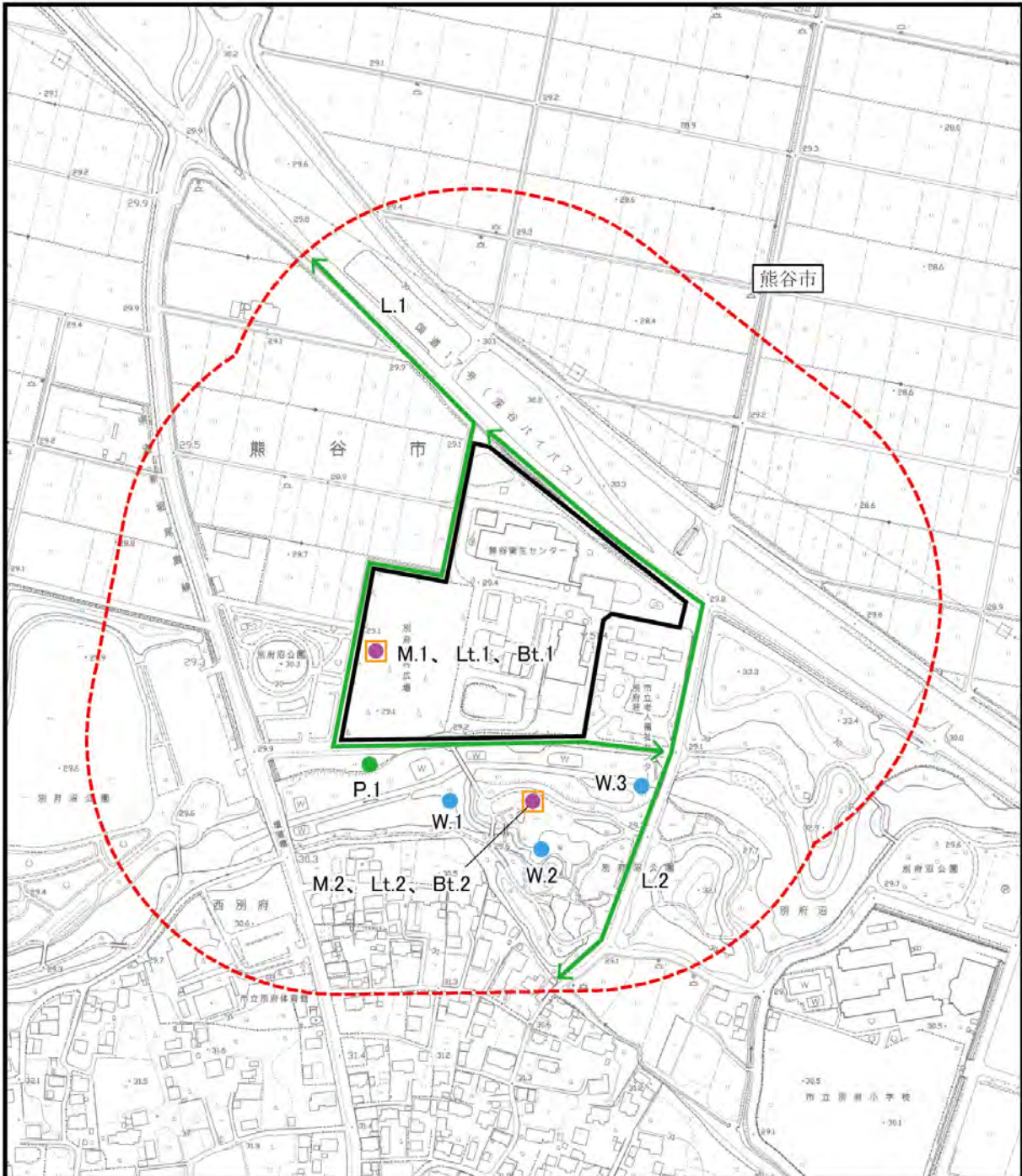


図 6.7-1 動物の現地調査地域・地点

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 調査地域

[哺乳類]

- : トラップ法調査地点 (M)

[鳥類]

- ↔ : ラインセンス法調査地点 (L)
- : 定点観察法調査地点 (P)

[昆虫類]

- : ライトトラップ法調査地点 (Lt)
- : ベイトトラップ法調査地点 (Bt)

[魚類・底生動物]

- : 調査地点 (W)



**1:5,000**

0 100 200m

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.7-3 に示すとおりとする。

表 6.7-3 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度
存在・供用	施設の稼働	

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.7-4 に示すとおりである。

表 6.7-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の工事	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。  2.予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大になると考えられる時期
	存在・供用			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.7-5 に示すとおりとする。

表 6.7-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が動物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.7-6 に示すとおりである。

表 6.7-6 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき種の生態等を考慮し、繁殖期における工事の回避や騒音の低減等の工期・工法を検討する。</li> <li>・ 保全すべき種の生息環境を考慮し、改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討する。</li> <li>・ 工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息する動物への影響をできる限り低減する。</li> </ul>
存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽、緩衝緑地の維持管理等の動物の生息環境の保全や周辺環境との調和に十分配慮した施設運営を行うことで、施設の存在における動物への影響を低減する。</li> </ul>

## 6.8 植物

### (1) 調査

#### ア 調査内容

造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う植物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.8-1 に示すとおりとする。

表 6.8-1 調査内容

調査内容	
植物相の状況	・ 生育及び宿物層の特徴
植生の状況	・ 植物群落の分布、組成及び構造
保全すべき種及び保全すべき群落の状況	・ 埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の分布及び個体数 ・ 大径木の樹種、分布位置 ・ 生育環境
緑の量	・ 緑被率又は緑視率の把握
その他の予測・評価に必要な事項	・ 広域的な植物相及び植物分布の状況 ・ 過去の植物相の変遷 ・ 地域住民その他の人との関わりの状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点・調査期間・頻度

調査は、表 6.8-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域及び地点は図 6.8-1 に示すとおりとする。

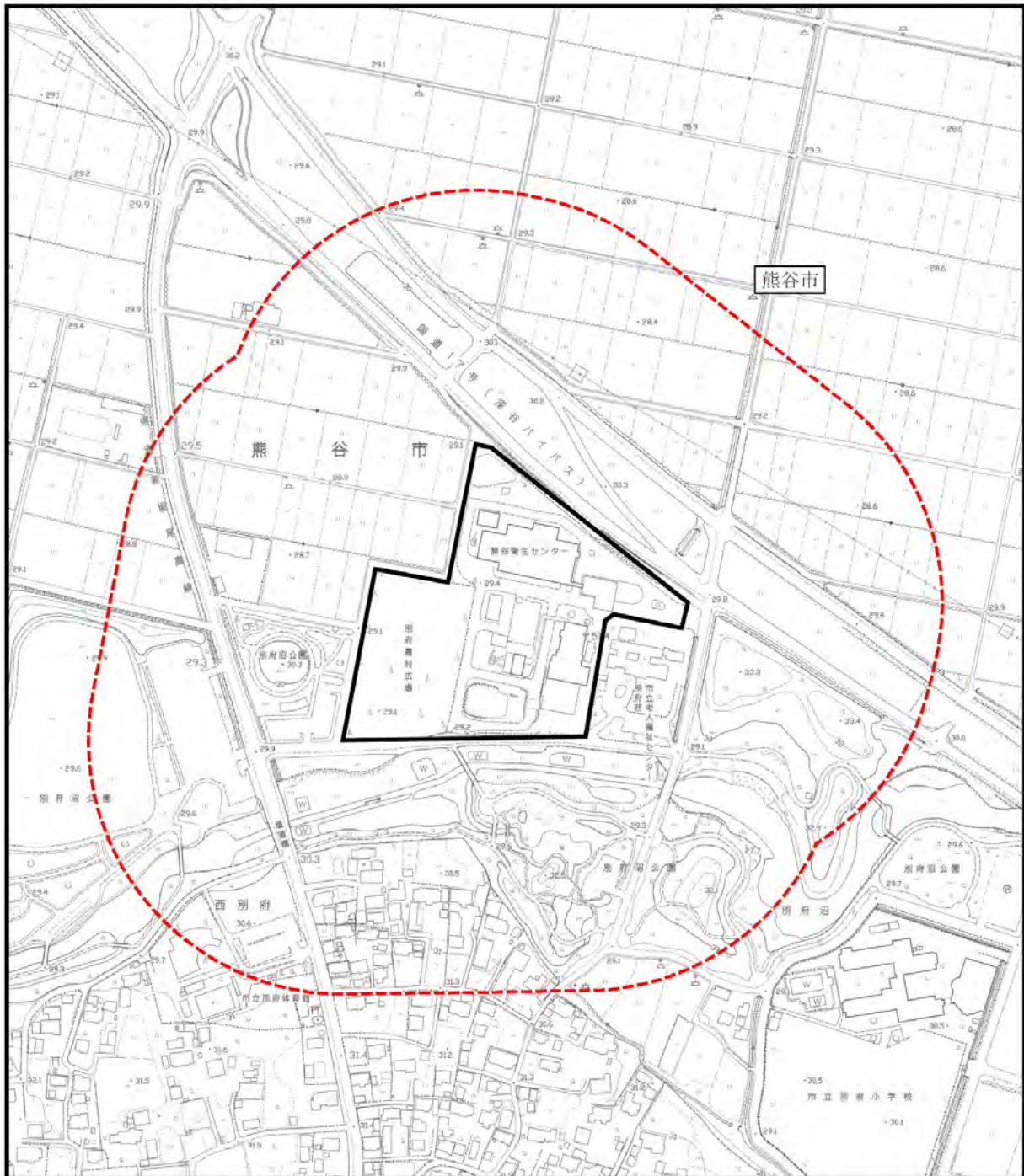
表 6.8-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植物相の状況・保全すべき種の状況	任意踏査 出現するシダ植物以上の高等植物を対象として、植物相を特徴づける主要な植物種の生育の有無を目視観察により調査する。	1.調査地域 事業の実施により動物への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	春季、夏季、秋季の3季	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・ 周辺地区での既存環境調査資料 ・ 埼玉県、熊谷市他近隣における植物調査資料

表 6.8-2 (2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植生の状況・保全すべき群落の状況	・植物群落	コドラート調査 主要な植物群落ごとに調査地点を設定し、ブラウソープランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。また、現地踏査及び航空写真判読による植生分布の確認を行う。	1.調査地域 植物相に同じとする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	夏季の1季	・対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育種及び生育環境等についての聞き取り調査
	・緑被率 ・緑視率	緑被率は植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握する。緑視率は写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。	1.調査地域 植物相に同じとする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	任意の1回	
	・広域的な植物相及び植物分布の状況 ・過去の植物相の変遷 ・地域住民その他の人との関りの状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	





熊谷市

熊谷市

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 調査地域

図 6.8-1 植物の現地調査地域



1:5,000

0 100 200m

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.8-3 に示すとおりとする。

表 6.8-3 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度
存在・供用	施設の稼働	

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.8-4 に示すとおりである。

表 6.8-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	本事業計画による保全すべき種の生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大になると考えられる時期
存在・供用	施設の存在			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.8-5 に示すとおりとする。

表 6.8-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が植物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.8-6 に示すとおりである。

表 6.8-6 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移植を行う等の環境保全措置を検討する。</li> </ul>
存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。</li> </ul>



## 6.9 生態系

### (1) 調査

#### ア 調査内容

造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う植物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.9-1 に示すとおりとする。

表 6.9-1 調査内容

調査内容	
地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定	・地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定 ・環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を把握
地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出	・上位性、典型性、特殊性の観点から地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出
着目種の生態	・抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等を把握
着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係	・食物連鎖の関係等を把握
着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	・地形・地質、水環境等の状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点・調査期間・頻度

調査は、表 6.9-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域及び地点は図 6.9-1 に示すとおりとする。

表 6.9-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
生態系 ・地域を特徴づける生態系	動物及び植物の調査結果等の整理を基本とし、必要に応じその他の既存資料の収集又は現地調査により行う。	1.調査地域 動物及び植物の調査地域に準じ、対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲を基本とする。  2.調査地点 調査地域全域とする。	動物、植物調査に準ずる	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、熊谷市他近隣における植物調査資料



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 調査地域

図 6.9-1 生態系の調査地域



(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.9-3 に示すとおりとする。

表 6.9-3 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度
存在・供用	施設の稼働	

ア 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.9-4 に示すとおりである。

表 6.9-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等	
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行造成等の工 事	着目種と関係種 との関係への影 響の程度、着目種 及び関係種の生 息・生育環境への 影響の程度	本事業計画によ る着目種及び着目 種の生育・生息環 境の変化の程度を 把握したうえで、 類似事例または既 存知見を参考にし て定性的に予測す る。	1.予測地域 調査地域と同様と する。  2.予測地点 予測地域全域とす る。	着目種への影響 が最大になると考 えられる時期
	存在 ・ 供 用	施設の存在			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.9-5 に示すとおりとする。

表 6.9-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に 係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との 整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.9-6 に示すとおりである。

表 6.9-6 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	・対象事業実施区域内に着目種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への誘導、移植を行う等の環境保全措置を検討する。
存在・供用	施設の存在	・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。

## 6.10 景観

### (1) 調査

#### ア 調査内容

供用後の施設の存在による眺望景観への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.10-1 に示すとおりである。

表 6.10-1 調査内容

調査内容	
主要な眺望景観の状況	・眺望の構成要素の状況 (遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率)
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

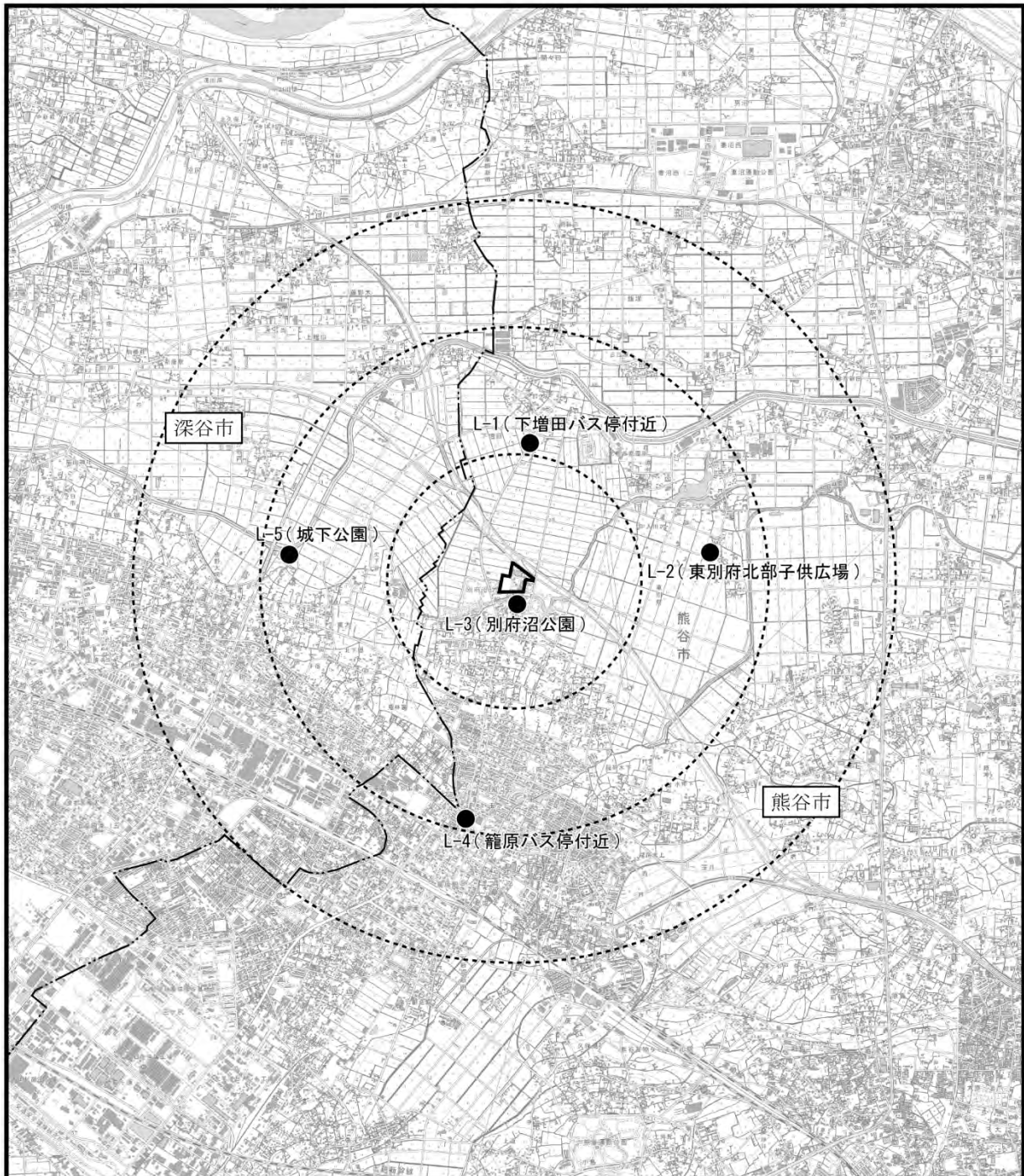
調査は、表 6.10-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.10-3 及び図 6.10-1 に示すとおりとする。

表 6.10-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点の状況	現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。 また、主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、印象、計画地の見え方等を整理する。	1.調査地域 事業の実施により景観への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域及びその周囲の5地点とする。	季節変化を把握するため、4季(春季、夏季、秋季、冬季)に各1回	地形図、土地利用現況図、史跡文化財の分布状況、観光案内冊子等の資料の収集、整理を行う。
その他の事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況	—	1.調査地域 主要な眺望景観の状況と同じ地域とする。	—	

表 6.10-3 調査地点

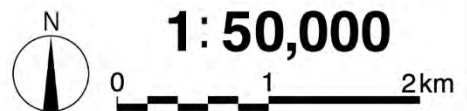
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
景観	L-1	下増田バス停付近	眺望景観	対象事業実施区域の北側に位置する幹線道路沿いのバス停付近を選定する。
	L-2	東別府北部子供広場		対象事業実施区域の東側に位置する公園を選定する。
	L-3	別府沼公園		対象事業実施区域の南側に位置する公園を選定する。
	L-4	籠原バス停付近		対象事業実施区域の南側に位置する幹線道路沿いのバス停付近を選定する。
	L-5	城下公園		対象事業実施区域の西側に位置する公園を選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 眺望景観調査地点

図 6.10-1 景観の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.10-4 に示すとおりである。

表 6.10-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	眺望景観

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.10-5 に示すとおりである。

表 6.10-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	施設の完成後



(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.10-6 に示すとおりである。

表 6.10-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県、熊谷市等が景観の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.10-7 に示すとおりである。

表 6.10-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"><li>・新施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。</li><li>・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。</li><li>・緑地面積は、対象事業実施区域の県条例の必要数以上を確保する。</li><li>・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。</li><li>・樹種は、地域の景観等に配慮し、実行可能な範囲で郷土種等を採用する。</li><li>・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。</li></ul>
-------	-------	--

## 6.11 自然とのふれあいの場

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による自然とのふれあいの場への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.11-1 に示すとおりである。

表 6.11-1 調査内容

調査内容	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	
自然とのふれあいの場の利用状況	
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用</li> <li>・周辺の交通網の状況</li> </ul>

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

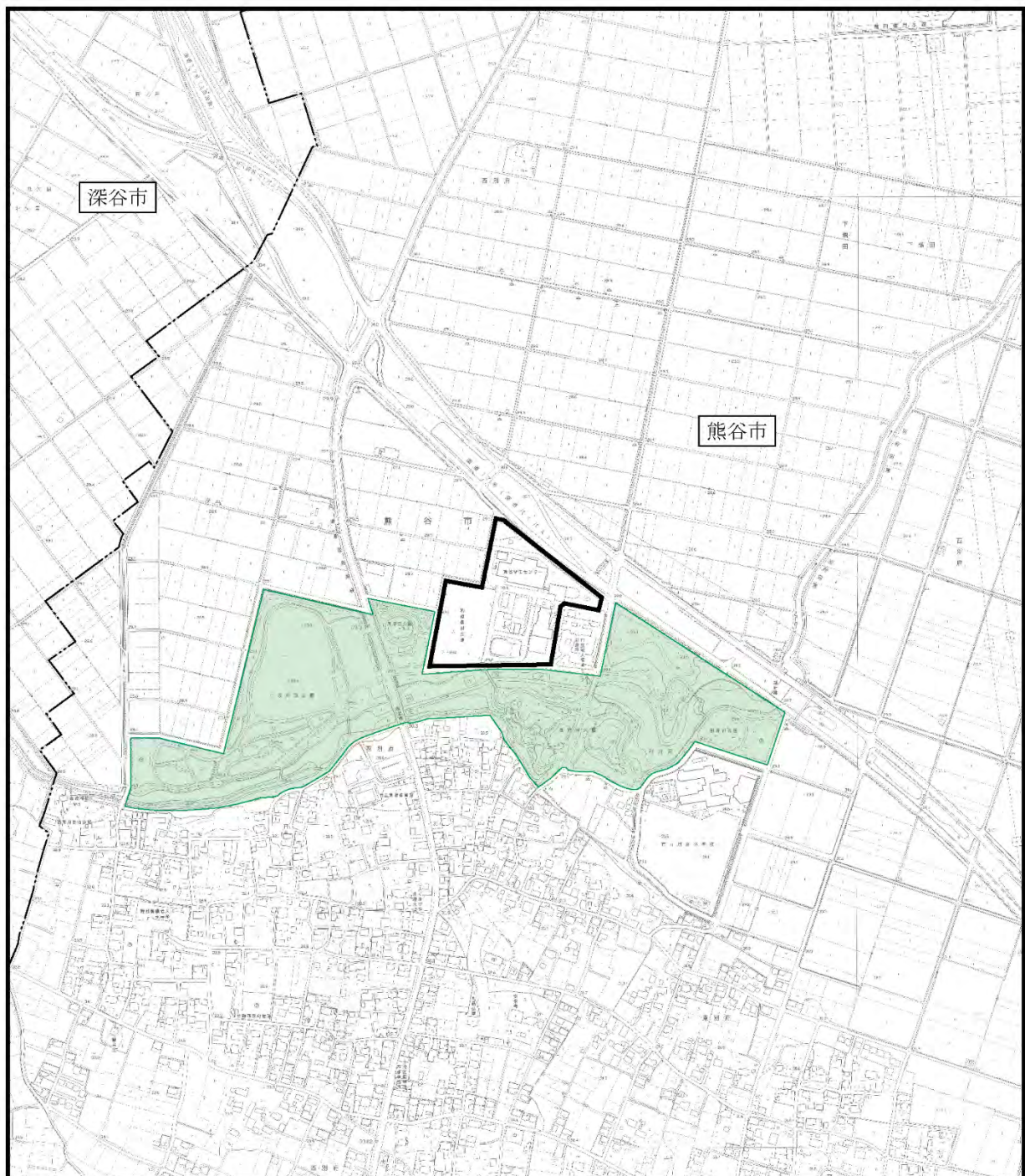
調査は、表 6.11-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.11-3 及び図 6.11-1 に示すとおりとする。

表 6.11-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	現地踏査により確認し、記録・整理する。	1.調査地域 事業の実施により自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期	下記の既存資料を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図</li> <li>・土地利用現況図</li> <li>・史跡文化財の分布状況</li> <li>・観光案内冊子等</li> </ul>
自然とのふれあいの場の利用状況				
自然とのふれあいの場への交通手段の状況		2.調査地点 対象事業実施区域の南側に位置する別府沼公園とする。		
その他の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用</li> <li>・周辺の交通網の状況</li> </ul>	—	1.調査地域 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等と同じとする。	—	

表 6.11-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	N-1	別府沼公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等</li> <li>・自然とのふれあいの場の利用状況</li> <li>・自然とのふれあいの場への交通手段の状況</li> </ul>	対象事業実施区域の南側に位置する自然とふれあいの場として、選定する。



凡 例

図 6.11-1 自然とのふれあいの場の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 自然とのふれあいの場 (別府沼公園)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.11-4 に示すとおりである。

表 6.11-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度</li> <li>・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度</li> </ul>
	資材運搬等の車両の走行	
存在・供用	施設の存在、施設の稼働	

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.11-5 に示すとおりである。

表 6.11-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	・自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度 ・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。  2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期
	資材運搬等の車両の走行			
存在・供用	施設の存在	自然とのふれあいの場の現況調査結果と、供用時の他の項目の予測結果、事業計画の内容を重ね合わせることで、定性的に予測する。		自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.11-6 に示すとおりである。

表 6.11-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.11-7 に示すとおりである。

表 6.11-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行	<ul style="list-style-type: none"><li>・資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li><li>・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li><li>・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮した走行経路での運行に努めるよう指導する。</li></ul>
存在・供用	施設の存在 施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"><li>・新施設の稼働に伴い発生するばい煙は、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う</li><li>・ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。</li></ul>

## 6.12 史跡・文化財

### (1) 調査

#### ア 調査内容

工事中の造成等の工事及び供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.12-1 に示すとおりである。

表 6.12-1 調査内容

調査内容	
埋蔵文化財の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等</li> <li>・埋蔵文化財の種類、価値等</li> </ul>
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用</li> </ul>

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査方法は、に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.12-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
埋蔵文化財の分布状況	埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等	現地踏査、関係機関へのヒアリング及び試掘による方法等	1.調査地域 事業の実施により埋蔵文化財への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。  2.調査地点 対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とする。	任意の時期に1回	下記の既存調査結果を収集、整理する。 ・埋蔵文化財分布地図 ・遺跡発掘調査報告書
	埋蔵文化財の種類、価値等				
その他の事項	土地利用	現地踏査による方法	1.調査地域 埋蔵文化財の分布状況に同じとする。	任意の時期に1回	下記の資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.12-3 に示すとおりである。

表 6.12-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.12-4 に示すとおりである。

表 6.12-4 予測方法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在 ・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	埋蔵文化財の現況調査結果と、事業計画内容の重ね合わせにより、定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期



(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.12-5 に示すとおりである。

表 6.12-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が史跡・文化財の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.12-6 に示すとおりである。

表 6.12-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在 施設の稼働	・埼玉県及び熊谷市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。
-------	----------------	--

## 6.13 日照障害

### (1) 調査

#### ア 調査内容

供用後の施設の存在による日照障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.13-1 に示すとおりである。

表 6.13-1 調査内容

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.13-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.13-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
日影の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 冬至日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。	冬至日またはその前後の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図
その他の事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況		2.調査地点 冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。		

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.13-3 に示すとおりである。

表 6.13-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周りの住宅及び農地への日影の影響の程度の変化

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.13-4 に示すとおりである。

表 6.13-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在 ・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲への日影の影響の程度の変化	時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設供用後の冬至日

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.13-5 に示すとおりである。

表 6.13-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・建築基準法(昭和25年5月、法律第201号) ・埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年8月、条例第37号)

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.13-6 に示すとおりである。

表 6.13-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。
-------	-------	----------------------

## 6.14 電波障害

### (1) 調査

#### ア 調査内容

供用後の施設の存在による電波障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.14-1 に示すとおりである。

表 6.14-1 調査内容

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
電波の受信状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比(D/U)水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

#### イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.14-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.14-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
電波の発信状況	—	1.調査地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。	—	下記の既存資料を収集、整理する。 ・全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧(日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編) ・地形図 ・土地利用現況図
電波の受信状況	電界強度測定車による路上調査 <sup>注)</sup>		任意の時期に1回	
その他の事項	電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況	2.調査地点 電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができるとする。		
	住宅等の分布状況			
	電波受信の方法			
	現地踏査による方法			

注)対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等(BS 及びCS)とする。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.14-3 に示すとおりである。

表 6.14-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設が存在	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.14-4 に示すとおりである。

表 6.14-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設が存在	・電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度 遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の供用後

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.14-5 に示すとおりである。

表 6.14-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建造物による受信障害調査要領」(平成17年3月、日本CATV技術協会)における受信画面の品質評価基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.14-6 に示すとおりである。

表 6.14-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。</li><li>・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV等への加入など適切な対策を実施する。</li></ul>
-------	-------	---

## 6.15 廃棄物等

### (1) 調査

廃棄物等については、調査は実施しない。

### (2) 予測

#### ア 予測内容

予測内容は、表 6.15-1 に示すとおりである。

表 6.15-1 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量</li> <li>・廃棄物の排出抑制の状況</li> <li>・残土の発生量及び処理の状況</li> </ul>
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量</li> <li>・廃棄物の排出抑制の状況</li> </ul>

#### イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.15-2 に示すとおりである。

表 6.15-2 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量</li> <li>・廃棄物の排出抑制の状況</li> <li>・残土の発生量及び処理の状況</li> </ul>	1.予測地域 対象事業実施区域内とする。  2.予測地点	工事期間中
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量</li> <li>・廃棄物の排出抑制の状況</li> </ul>	予測地域全域とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期



(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.15-3 に示すとおりである。

表 6.15-3 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	<p>&lt;工事に伴い発生する廃棄物&gt;</p> <p>以下に示す法律等に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号)に基づき適正に処理され、また、埼玉県または熊谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <p>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月、法律第104号)</p> <p>&lt;施設の稼働に伴い発生する廃棄物&gt;</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号)に基づき適正に処理され、また、埼玉県または熊谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.15-4 に示すとおりである。

表 6.15-4 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。</li> <li>・再生資材及び再利用資材の活用に努める。</li> <li>・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。</li> <li>・工事に際して、施工範囲に埋設廃棄物が確認されるような場合には、埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する</li> </ul>
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。</li> </ul>

## 6.16 温室効果ガス等

### (1) 調査

温室効果ガス等については、調査は実施しない。

### (2) 予測

#### ア 予測内容

予測内容は、表 6.16-1 に示すとおりである。

表 6.16-1 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況
存在・供用	施設の稼働 自動車の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況

#### イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.16-2 に示すとおりである。

表 6.16-2 予測手法等

	予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等	
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。	1.予測地域 対象事業実施区域内とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中
	施設の稼働 自動車の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況	事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。		施設の稼働が概ね定常状態となる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.16-3 に示すとおりである。

表 6.16-3 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県または熊谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.16-4 に示すとおりである。

表 6.16-4 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。</li> <li>建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。</li> </ul>
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。</li> <li>資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。</li> </ul>
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。</li> <li>再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。</li> <li>断熱性の高い外壁材等の使用に努める。</li> <li>長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。</li> </ul>
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。</li> <li>廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。</li> </ul>